

処分規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「本連盟」という。）による処分について、処分事由、処分内容及び処分の手続を定めることにより、対象者の権利を保障しつつ、適正な処分の実現を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程の対象となる個人は、以下に定める者とする。

- (1) 定款第6条（1）に規定する正会員のうち個人会員（以下「個人の正会員」という。）
- (2) 定款第6条（2）に規定する賛助会員のうち個人会員（以下「個人の賛助会員」という。）
- (3) 定款12条に規定する役員
- (4) 本連盟に選手登録した者（以下「競技者」という。）
- (5) パラ・パワーリフティングの審判員等本連盟に何らかの登録をする者及び本連盟が主催、共催等する競技会等イベントに関係する者（以下「その他登録者等」という。）
- (6) 委員会規程その他本連盟の規程に基づく委員会の委員長、副委員長、常任委員及びスタッフ（以下「委員等」という。）

2 本規程の対象となる団体は、以下に定める団体とする。

- (1) 定款第6条（1）に規定する正会員のうち団体会員（以下「団体の正会員」という。）
- (2) 定款第6条（2）に規定する賛助会員のうち団体会員（以下「団体の賛助会員」という。）
- (3) 本連盟に加盟した団体（以下「加盟団体」という。）
- (4) 本連盟に登録をした団体（以下「登録団体」という。）

(遵守事項)

第3条 前条第1項に定める個人は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、定款、本規程を含む本連盟の一切の規程類を遵守すること。
- (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、ドーピング及び八百長等の不適切な行為を絶対に行わないとともに、他の者によるこれらの行為を黙認しないこと。

- (3) スポーツのインテグリティ又はフェアプレーを著しく害する行為を行わないこと。
- (4) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮すること。
- (5) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図る若しくは斡旋・強要しないこと。
- (6) 補助金、助成金等に関し、不正な経理処理及び不正な申請等の不正行為を行わないこと。
- (7) 反社会的勢力や団体とは一切関係をもたないこと。
- (8) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取ることを。

2 前条第2項に定める団体は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、定款、本規程を含む本連盟の一切の規程類を遵守すること。
- (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及び八百長等の不適切な行為の根絶に努めるなど、適切な運営をすること。
- (3) スポーツのインテグリティ及びフェアプレーを確保するよう取り組むこと。
- (4) ドーピング防止に積極的に取り組むこと。
- (5) スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続きによって解決するものとし、解決に向けて適切に対応すること。
- (6) 団体内における補助金、助成金等の経理処理に関し適正な処理を行い、他の目的への流用や不正行為の発生を防止すること。

(処分事由及び処分内容)

第4条 前条に規定する遵守事項に違反したことをもって処分事由とする。

2 処分内容は、次に掲げる処分の対象者となった個人の区分に応じそれぞれ定める。

(1) 正会員

- ① 除名 定款第9条に基づき正会員としての地位を剥奪する
- ② 戒告 文書により注意し戒める
- ③ 口頭注意 口頭により注意し戒める

(2) 個人の賛助会員

- ① 除名 賛助会員としての地位を剥奪する
- ② 戒告 文書により注意し戒める
- ③ 口頭注意 口頭により注意し戒める

(3) 役員

- ① 解任 定款第17条第1項に基づき役員のを解く
- ② 戒告 文書により注意し戒める
- ③ 口頭注意 口頭により注意し戒める

(4) 競技者

- ① 無期の登録資格の停止 競技者としての資格を無期限に停止する
- ② 有期の登録資格の停止 5年以下の期間を定めて登録を停止する
- ③ 出場停止 競技会への出場停止
- ④ 除外 強化指定選手から外す
- ⑤ 戒告 文書により注意し戒める
- ⑥ 口頭注意 口頭により注意し戒める

(5) その他登録者等

- ① 除名 その他登録者等としての地位を剥奪する
- ② 無期の登録資格の停止 その他登録者等としての資格を無期限に停止する
- ③ 有期の登録資格の停止 その他登録者等としての資格を有期限で停止又は有期限で再登録を禁止する
- ④ 戒告 文書により注意し戒める
- ⑤ 口頭注意 口頭により注意し戒める

(6) 委員等

- ① 解任 委員等の任を解く
- ② 戒告 文書により注意し戒める
- ③ 口頭注意 口頭により注意し戒める

3 処分内容は、次に掲げる処分の対象となった団体に応じそれぞれ定める。

(1) 団体の正会員

- ① 除名 定款第9条に基づき正会員としての地位を剥奪する
- ② 戒告 文書により注意し戒める
- ③ 口頭注意 口頭により注意し戒める

(2) 団体の賛助会員

- ① 除名 賛助会員としての地位を剥奪する
- ② 戒告 文書により注意し戒める
- ③ 口頭注意 口頭により注意し戒める

(3) 加盟団体

- ① 除名 加盟団体としての地位を剥奪する
- ② 無期の登録資格の停止 加盟団体としての資格を無期限に停止する
- ③ 有期の登録資格の停止 加盟団体としての資格を有期限で停止する又は有期限で再加盟を禁止する
- ④ 戒告 文書により注意し戒める
- ⑤ 口頭注意 口頭により注意し戒める

(4) 登録団体

- ① 除名 登録団体としての地位を剥奪する
 - ② 無期の登録資格の停止 登録団体としての資格を無期限に停止する
 - ③ 有期の登録資格の停止 登録団体としての資格を有期限で停止する
又は有期限で再登録を禁止
 - ④ 戒告 文書により注意し戒める
 - ⑤ 口頭注意 口頭により注意し戒める
- 4 前2項により、処分する者に対しては、必要に応じ、始末書、誓約書等の提出を命ずることができる。
 - 5 処分に関する通知内容は、必要により本連盟のホームページ等を通じて公開するとともに、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会等の関連団体に報告することができる。
 - 6 第2項(4)の①及び②の処分を受けた競技者は、違反行為のあった公認競技会の表彰対象になっている場合、その順位及び表彰が取り消されるとともに、国際競技会の派遣選考の対象から外される。また、当該競技者は、獲得した賞状、メダル及び賞金等を当該公認競技会の主催者又は主管協会及び連盟に速やかに返却しなければならない。当該競技者の記録の取消しの是非等については、違反内容に応じて別途理事会で審議して決めるものとする。なお、当該公認競技会的主催者又は主管協会及び連盟は、順位及び表彰の取消しに伴って順位繰り上げ表彰を行うとともに、当該競技者が団体戦に関係している場合はその順位の見直しを行うものとする。

(処分基準)

第5条 本連盟は、対象者の年齢・立場、処分事由に該当する行為の目的・態様・結果その他の情状、行為後の情状、社会的影響、陸上競技及び本連盟に対する社会の信頼の確保その他の一切の事情を考慮し、処分を行うか否か及び処分の内容を決するものとする。

(事実調査)

- 第6条 理事会は、処分事由が存すると思料するときは、懲罰委員会を招集することができる。
- 2 懲罰委員会は、処分事由が存すると思料するときは、当該処分事由の有無等についての調査(以下「事実調査」という。)をすることができる。
 - 3 懲罰委員会は、事実調査にあたり、事実調査の対象者(以下「審査対象者」という。)及び事案の関係者に対し、事実関係についての説明及び証拠資料の提出を求めることができる。
 - 4 審査対象者は、前項の事実調査に協力する義務を負う。また、本規程第2条に規

定する個人又は団体は、事実調査に協力する義務を負う。

(処分答申)

- 第7条 懲罰委員会は、前条の事実調査を踏まえて、審査対象者の処分の要否及び処分内容を検討しなければならない。
- 2 懲罰委員会は、審査対象者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 審査対象者は、弁明を記載した書面及び証拠資料を提出することができる。
 - 4 懲罰委員会は、処分の要否及び処分内容の検討結果を理事会に答申しなければならない。

(処分決定)

- 第8条 理事会は、懲罰委員会の答申を受けて、処分の要否及び処分内容を決定しなければならない。
- 2 当該事案の利害関係人は理事会の審議に加わることができない。
 - 3 理事会は、審査対象者を処分する場合、以下の事項を当該審査対象者に対して書面で通知しなければならない。
 - (1) 審査対象者の表示
 - (2) 処分内容
 - (3) 処分の理由
 - 4 処分の効果は、前項の通知が審査対象者に到達した時に生じる。

(不服申立て)

- 第9条 前条第3項による通知を受けた当事者は、当該通知内容に対して不服がある場合、当該通知に関する書面を受領した日から2週間以内に、書面(以下「不服申立書」という。)により本連盟に対して不服申立てをすることができる。但し、処分の内容が、日本スポーツ仲裁機構による仲裁が可能な内容である場合には、当該当事者は同機構への仲裁申立てを除き、処分決定に対する不服申立てはできない。
- 2 本連盟は、前項の不服申立てを受けた場合には、速やかに不服審査会を設置する。不服審査会の規程は別に定める。
 - 3 不服申立書には、決定の取り消し又は変更を求める旨及び不服申立ての理由を記載するものとする。但し、不服申立書に不服申立ての理由を記載しない場合には、不服申立書提出後2週間以内にこれを提出しなければならない。
 - 4 第1項の申立てに対し、不服審査会は、審査をした上、答申書を理事会に提出しなければならない。
 - 5 前項の答申を受けた理事会は、不服審査会の答申を尊重し、不服申立てに対する審査をした上、不服申立てに理由がある場合には不処分も含めた新たな処分を決

定し、不服申立てに理由がない場合又は不服申立ての要件を欠く場合等には棄却又は却下の決定をしなければならない。

- 6 不服申立ては、処分の決定の効力を停止しない。但し、不服審査会は、不服申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、不服申立てに対する決定までの間、処分の決定の効力を停止することができる。

(仮処分)

第10条 懲罰委員会は、理事会が第8条による処分を決定するまでの間、緊急の必要性がある場合には、一時的に審査対象者の職務権限、資格、競技会への出場等を停止すること（以下「仮の処分」という。）を理事会に答申することができる。

- 2 理事会が前項の答申を受けた場合の手続きは、第8条第1項乃至第4項に準ずる。

(資格停止期間の短縮)

第11条 本規程に基づき無期又は有期の資格の停止の処分を受けた者が、再び本規程に反するおそれがないと認められるときは、理事会は資格の停止期間を短縮することができる。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 本規程は令和2年4月1日から施行する。